

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）施設における定期事業者検査報告についての面談

2. 日時：令和5年8月21日（月）11時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

千葉主任原子力専門検査官、宮田原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

臨界ホット試験部 臨界技術第1課長 他6名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、原子力科学研究所のSTACY（定常臨界実験装置）施設（以下「STACY」という。）の定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告について、以下の説明があった。

- 令和5年度のSTACYに係る定期事業者検査は令和5年7月18日から令和5年7月19日まで実施した。本検査において所見及び処理すべき事項はなかった。
- なお、原子炉性能試験を実施するために必要な設備等に係る検査については、今回の定事検報告の対象からは除外しており、年内に改めて実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 3月27日に実施した令和5年度定事検開始時面談において、「STACYの原子炉性能検査を実施するために必要な設備等に係る定事検を実施する場合には、実施の概ね1ヶ月前までに定事検報告（開始時）の提出を受けて面談を行う」旨を伝えましたが、現時点の状況において、原子炉性能検査実施前の検査に係る今回の定事検の対象から除外した設備についても、今定事検内で引き続き実施することとし、定事検報告（終了時）に併せて記載すること。
- なお、定事検報告（開始時）に、原子炉性能試験を実施するために必要な設備等に係る検査についての記載がないことから、定事検報告（終了時）には、これらの当該設備の定事検結果を、開始時の変更として記載すること。

○事業者から、承知した旨の回答があった。

以上